

申請・届出名	危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）仮使用承認申請書
様式	様式第7（危険物の規制に関する規則第5条の2関係）
根拠条文	消防法第11条第5項ただし書
概要	消防法第11条第1項後段の規定による変更の工事に係る部分以外の部分について完成検査を受ける前において、仮に使用する場合は、上記申請書を提出してください。
注意事項等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手数料が必要です。（阿久根地区消防組合手数料条例）</li> <li>2 仮使用承認後、当該部分については仮で使用できます。</li> <li>3 申請書に以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類</li> </ul> </li> </ol>